

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年5月1日

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

資 料

改正の概要	1
予定する改正内容	1～2
施行日	2
留意事項	2

選挙管理委員会

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うこととされ、公職選挙法施行令の一部改正がされる予定です。

施行令の改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられることから、公職選挙法施行令に規定する額を準用している大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を行う予定です。

2 予定する改正内容

(1) 公職選挙法施行令の改正概要について

区分	改正案	改正前
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額	8円38銭	7円73銭
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額	印刷費 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費 316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数	印刷費 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費 316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数

(2) 条例の改正内容について

本条例は、大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動用ビラの作成及びポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めています。

公職選挙法に定める供託物没収とならない限り、条例に定める額の範囲内の費用を、町から業者（候補者が有償契約を結んだ業者）あてに支払います。この条例に定める額について改正を行うものです。

① 選挙運動用ビラの作成の公費負担

	単価の限度額	作成枚数の上限
大磯町議会議員選挙	7円73銭	1,600枚
大磯町長選挙	↓ 8円38銭	5,000枚

■ 改正による影響額

【大磯町議会議員選挙】

現行	7円73銭×1,600枚=12,368円
改正案	8円38銭×1,600枚=13,408円
影響額	13,408円-12,368円=1,040円の増

【大磯町長選挙】

現行	7円73銭×5,000枚=38,650円
改正案	8円38銭×5,000枚=41,900円
影響額	41,900円-38,650円=3,250円の増

② 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

	単価の限度額	作成枚数の上限
大磯町議会議員選挙	5,060円	70枚 (ポスター掲示場の数)
大磯町長選挙	↓ 5,105円	

■ 改正による影響額

【大磯町議会議員選挙・大磯町長選挙】

改正案	現行
印刷費：586.88円/枚 企画費：316,250円	印刷費：541.31円/枚 企画費：316,250円
単価の限度額 (586.88円×70個所+316,250円) ÷70個所=5,104.73円	単価の限度額 (541.31円×70個所+316,250円) ÷70個所=5,059.16円
請求上限額 5,105円×70枚=357,350円	請求上限額 5,060円×70枚=354,200円
影響額 357,350円-354,200円=3,150円の増	

3 施行日

公布の日から施行します。

4 留意事項

令和7年4月24日時点における情報のため、追加等の可能性があります。